平成28年

# 上 砂 川 町 議 会 会 議 録

第５回　臨　時　会

上 砂 川 町 議 会

# 上砂川町議会会議録目次

出席議員 …… 1
説明のため出席した者 …… 2
事務局職員出席者 …… 2

## 平成２８年第５回臨時会

（１１月２８日）

議事日程 …… 3
会議録署名議員 …… 3
開会の宣告 …… 3
開議の宣告 …… 3
会議録署名議員指名について …… 3
会期決定について …… 3
議案第３６号　特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決） …… 3
議案第３７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） …… 3
閉会の宣告 …… 5

# 出　席　議　員

| 議席番号 | 氏　　名 | 5 臨 11.28 |
|---|---|---|
| 1 | 伊　藤　充　章 | ○ |
| 2 | 川　岸　清　彦 | ○ |
| 3 | 吉　川　　洋 | × |
| 4 | 斎　藤　勝　男 | ○ |
| 5 | 数　馬　　尚 | ○ |
| 6 | 髙　橋　成　和 | ○ |
| 7 | 横　溝　一　成 | ○ |
| 8 | 大　内　兆　春 | ○ |
| 9 | 堀　内　哲　夫 | ○ |

## 説　明　の　た　め　出　席　し　た　者

| 役　職　名 | 氏　　名 | 5 臨<br>11.28 |
|---|---|---|
| 町　　長 | 奥　山　光　一 | ○ |
| 副　町　長 | 林　　智　明 | ○ |
| 教　育　長 | 飯　山　重　信 | ○ |
| 監　査　委　員 | 横　林　典　夫 | ○ |
| 監査事務局長 | 内　野　博　之 | ○ |
| 総　務　課　長 | 米　田　淳　一 | ○ |
| 企　画　課　長 | 浅　利　基　行 | ○ |
| 建　設　課　長 | 佐　藤　康　弘 | ○ |
| 住　民　課　長 | 斉　藤　昭　彦 | ○ |
| 福　祉　課　長 | 扇　谷　洋　子 | ○ |
| 地域支援推進室長 | 永　井　孝　一 | ○ |
| 税務出納課長 | 西　村　英　世 | ○ |
| 教　育　次　長 | 斉　藤　琢　也 | ○ |

## 事務局職員出席者

| 職　　名 | 氏　　名 | 5 臨<br>11.28 |
|---|---|---|
| 議会事務局長 | 内　野　博　之 | ○ |
| 書　　記 | 藤　本　沙　希 | ○ |

平　成　２　８　年

# 上砂川町議会第５回臨時会会議録（第１日）

１１月２８日（月曜日）午前１０時００分　開　会
午前１０時１２分　閉　会

**○議事日程　第１号**

第　１　会議録署名議員指名について
第　２　会期決定について
　　１１月２８日　１日間
第　３　議案第３６号　特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
第　４　議案第３７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

**○会議録署名議員**

５番　　数　馬　　尚
６番　　髙　橋　成　和

---

**◎開会の宣告**

**○議長（堀内哲夫）**　おはようございます。ただいまの出席議員は、吉川議員から欠席の届け出がありましたので、８名でございます。

理事者側につきましては全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成28年第５回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会　午前１０時００分）

---

**◎開議の宣告**

**○議長（堀内哲夫）**　直ちに本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員指名について**

**○議長（堀内哲夫）**　日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、５番、数馬議員、６番、髙橋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

**◎会期決定について**

**○議長（堀内哲夫）**　日程第２、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日に決定いたしました。

---

**◎議案第３６号　議案第３７号**

**○議長（堀内哲夫）**　日程第３、議案第36号と日程第４、議案第37号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、議案第36号　特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてと日程第４、議案第37号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

**○町長（奥山光一）**　ただいま一括上程されまし

た議案第36号及び議案第37号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第36号　特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当等について、人事院勧告に準じた改定を行うため関係条例を改正するものであること。

次に、議案第37号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため関係条例を改正するものであること。

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（堀内哲夫）**　引き続き内容の説明を求めますが、条例文中、別表が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　異議なしと認めます。

したがって、条例文中、別表の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

**○副町長（林　智明）**　それでは、ご指示によりまして、議案第36号及び議案第37号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職の月例給とこれに特別職及び議会議員の期末手当等を含めた期末、勤勉手当について平成28年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー２をごらん願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院では、官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため、昨年度に引き続き給与の引き上げ勧告を行っております。

主な勧告内容でありますが、１の（１）、今年度の給与勧告にありますとおり月例給では平均で0.17％、金額にいたしまして708円上回ることとなり、この較差を埋めるため若年層は1,500円程度、その他は400円程度の引き上げとなり、あわせて採用職員の初任給についても民間の初任給との間に差がありますことから1,500円程度の引き上げを図るものでございます。また、期末、勤勉手当につきましても民間の支給状況に見合うよう0.1月引き上げることにより現行の年間4.2月分が4.3月となり、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。なお、支給月数の内訳といたしましては、本年度におきましては６月期に2.025月、12月期に2.275月を支給、次年度以降は６月期に2.075月、12月期に2.225月を支給することとし、既に支給済みである給料及び期末、勤勉手当に係る引き上げ分は実施時期である平成28年４月１日に遡及して支給するものでございます。

次に、（２）、給与制度の総合的見直しでございますが、人事院では民間企業と公務員における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当の見直しを行い、平成29年４月１日から段階的に実施する勧告を行っております。内容につきましては、配偶者に係る手当額を現行１万3,000円から他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額し、子に係る手当額を現行6,500円から１万円まで引き上げ、配偶者がいない場合の扶養親族１人に係る手当を廃止するものでございます。なお、平成29年度は経過措置を講ずることとされており、配偶者の手当額が１万円、子の手当額は8,000円、配偶者がいない場合の手当につきましては子は１万円とし、子以外の扶養親族は9,000円とする内容となり、平成3

0年４月１日から完全実施となるものでございます。

次に、給与独自削減の見直しでございます。議員各位のご理解をいただきながら、平成13年から行財政改革の一環として取り組んでおります給与独自削減でございますが、財政状況を十分に考慮し、２の給料独自削減の見直しにありますように特別職三役の給料につきましては町長は引き続き18％、副町長、教育長につきましては現行の12％から２％復元いたしまして10％として削減を継続し、平成29年１月１日より施行するものでございます。なお、条例本文の改正箇所につきましては資料ナンバー１の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（堀内哲夫）**　以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第36号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号　特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号の質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第37号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀内哲夫）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

**◎閉会の宣告**

**○議長（堀内哲夫）**　以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成28年第５回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会　午前１０時１２分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　堀　内　哲　夫

署　名　議　員　　数　馬　　尚

署　名　議　員　　髙　橋　成　和